

羽咋市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

1 行動計画について

(1) 法的根拠

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）（平成25年4月13日施行）

(2) 計画の位置づけ

①新型インフルエンザ等対策政府行動計画、石川県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき作成。

②羽咋市防災計画と連携し推進する。

2 新型インフルエンザの想定

(1) 患者想定

	全国		石川県		羽咋市	
患者 (人口の25%)	約3,200万人		約29万人		約5,800人	
医療機関の 受診患者数	約1,300万人～ 約2,500万人		約12万人～ 約23万人		約2,400人～ 約4,600人	
重症度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約53万人	約200万人	約4,900人	約1.9万人	約100人	約380人
一日あたり 最大入院患者数	約10.1万人	約39.9万人	約940人	約3,650人	約20人	約80人
死亡者数	約17万人	約64万人	約1,600人	約5,900人	約30人	約120人

(2) 社会的影響

①市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークをつくりながら順次り患する。
り患者は1週間から10日間り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

②従業員自身のみ患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

3 行動計画の概要

(1) 対象とする感染症

- ①新型インフルエンザ
- ②新感染症（その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

(2) 基本的な方針

①対策の目的

- ア 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- イ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

②対策の基本的考え方

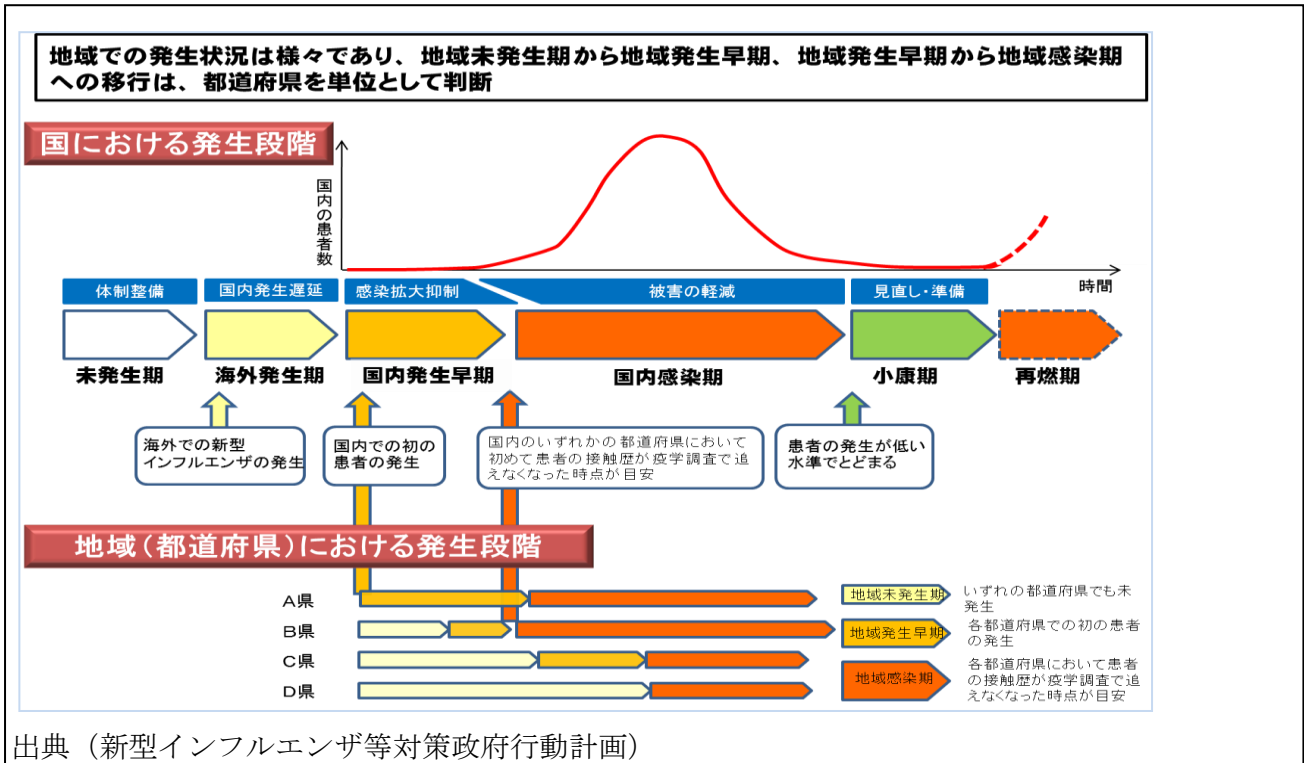
- ア 病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭におきつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。
- イ 実際に新型インフルエンザが発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権の配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

(3) 発生段階

<市・県及び国行動計画の発生段階>

流行状態	発生段階	
	市・県行動計画	国行動計画
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	未発生期
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期	海外発生期
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、石川県内では発生していない状態	県内未発生期	国内発生早期
石川県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内発生早期	
石川県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染	国内感染期
新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	小康期

<参考> <国及び地域（都道府県）における発生段階>



(4) 市の役割

地域住民に対するワクチンの接種、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

(5) 計画の構成

1 始めに	発生と危機管理、国の対策への取り組み、特措法の制定 行動計画の位置づけ
2 基本的な方針 (総論)	対策の目的・基本的な考え方、対策実施上の留意点、発生時の被害想定、対策推進のための役割分担、行動計画の主要7項目の方針（※1） [主要7項目] (1)実施体制 (2)サーベイランス・情報収集 (3)情報提供・共有 (4)予防まん延防止 (5)予防接種 (6)医療 (7)市及び市民経済の確保 (※2)
3 各段階における 対策（各論）	新型インフルエンザ等の発生段階ごとに主要項目の対策を規定 [発生段階] (1)未発生期 (2)海外発生期 国内発生早期<(3)県内未発生期>～<(4)県内発生早期 国内感染期 <(5)県内感染期> (6)小康期 (※3)

※1 基本的な方針

項目	記載内容
1 新型インフルエンザ等対策の基本方針	国・県の基本方針を参考にした考え方・留意点等
2 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	市の被害想定（患者数・入院患者数等）
3 対策推進のための役割分担	県、関係機関との役割分担や協力体制
4 行動計画の主要項目	対策の骨子

※2 対策の主要7項目の概要

項目	記載内容
1 実施体制	○発生段階ごとの実施体制 ・対策本部の設置 ・関係機関との連携
2 サーベイランス・情報収集	○県と連携して情報の収集及びその協力 ・情報収集の体制整備等
3 情報提供・共有	○平時及び発生時の情報提供 ・相談窓口の設置 ・あらゆる媒体を利用した情報提供
4 まん延防止に関する措置	○まん延防止措置 ・感染防止対策の周知 ・学校等の臨時休業の基準検討、適切な実施
5 予防接種	○住民への予防接種の実施の方法 ・実施場所・協力医療機関・周知他
6 医療	○関係機関と連携した医療提供体制
7 市民の生活及び市民経済の安定に関する措置	○要援護者支援 ・災害時要援護者リストの把握と活用 ・高齢者、障がい者等の生活支援、搬送、死亡時の対応 ・在宅で療養する患者への支援 ・遺体安置・火葬の確保 ・水の安定供給 ・生活関連物資等の価格安定対策 ・食料品・生活必需品等の確保、配分・配布 ・医薬品その他必要物品の備蓄

※3 発生段階毎の対応

発生段階		(1)未発生期	(2)海外発生期	(3)県内未発生期	(4)県内発生早期	(5)県内感染期	(6)小康期
対策の目的		・発生に備えて体制の整備 ・国県との連携の下で発生の早期確認	・県内発生の遅延と早期発見に努める ・国県発生に備えて体制の整備	・県内発生の遅延と早期発見に努める ・県発生に備えて体制の整備	・県内での感染拡大をできる限り抑える ・感染拡大に備えた体制整備	・医療体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える ・市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える	・市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第2波に備える
対策の分野	実施体制・共有	・行動計画の作成 ・体制の整備及び県等との連携強化	・必要に応じて市対策本部の設置 ・県対策本部と連携し、感染対策の実施を図る。	・ <u>市対策本部の設置</u> ・県内発生早期以降に備えた対策の検討見直し	・ <u>市対策本部の設置</u> ・今後の対策の確認決定	・今後の対策の確認決定 ・市が緊急事態措置を行うことができなくなった場合は他の地方公共団体による代行、応援等の措置を要請	・国が緊急事態措置の解除宣言を行った場合市民に周知 ・対策の評価、市行動計画等の見直し ・緊急事態解除宣言がされ、県対策本部が廃止された時は市対策本部を廃止
	情報収集 情報提供	・新型インフルエンザ情報の収集 ・情報収集、情報提供の体制	・新型インフルエンザ情報の集約・整理・一元的な情報提供 ・相談窓口の設置	・新型インフルエンザ情報の収集と適切な情報提供 ・県内の患者発生情報の収集 ・相談窓口の体制強化	・新型インフルエンザ情報の収集と適切な情報収集 ・県内の患者発生情報の収集 ・相談窓口の体制強化	・新型インフルエンザ情報収集と適切な情報提供 ・市内の患者発生情報の収集 ・相談窓口の体制継続	・新型インフルエンザ情報収集と適切な情報提供 ・市内の患者発生情報の収集 ・相談窓口の体制縮小
	まん延防止措置	・個人や地域、職場への予防法の周知	・感染対策の推奨	・市民や施設、公共交通機関等への感染対策の推奨 ・学校設置者に対し臨時休業等の検討要請	・市民や施設、公共交通機関等への感染対策の推奨 ・学校設置者に対し臨時休業等の検討要請	・市民や施設等への感染対策の推奨 ・学校設置者に対し臨時休業等の検討要請	・拡大防止策を見直し改善
	予防接種	・予防接種体制の構築 ・国県の特定接種事業所登録への協力	・特定接種の実施 ・ <u>住民接種の準備</u>	・特定接種の実施 ・ <u>住民接種の実施</u>	・特定接種の実施 ・ <u>住民接種の実施</u>	・特定接種の実施 ・ <u>住民接種の実施</u>	・第2波に備えた住民接種の実施
	市民生活及び市民経済の安定確保	・医薬品その他必要物資等の備蓄 ・配布方法等の検討 ・要援護者や在宅療養者対策の準備 ・県の火葬能力把握に協力	・遺体安置所の確保準備	・食料品、生活必需品等の価格の安定や適切な消費行動のための働きかけ ・遺体安置所の確保準備 ・円滑な火葬実施の準備 ・ <u>水の安定供給</u> ・ <u>緊急物資の輸送への協力</u>	・要援護者や在宅療養者対策の実施 ・食料品、生活必需品等の価格の安定や適切な消費行動のための働きかけ ・生活関連物資の価格等の見守り、価格安定のための働きかけ ・遺体安置所の確保準備 ・火葬能力の把握、円滑な火葬実施 ・ <u>水の安定供給</u> ・ <u>緊急物資の輸送への協力</u>	・要援護者や在宅療養者対策の実施 ・食料品、生活必需品等の価格の安定や適切な消費行動のための働きかけ ・遺体安置所の確保拡充 ・円滑な火葬実施、必要に応じて他市町への協力要請 ・ <u>水の安定供給</u> ・ <u>埋火葬の特例実施</u> ・ <u>生活関連物資の適切な供給への働きかけや供給不足に対する措置</u>	・生活関連物資の価格等の見守り、価格安定のための働きかけ ・不要となった措置の縮小や中止
	医療	県が行う二次医療圏毎の地域医療体制の整備に協力	国県からの情報を医療機関等へ提供	国県からの情報を医療機関等へ提供	国県からの情報を医療機関等へ提供	国県からの情報を医療機関等へ提供	臨時の医療施設の設置等への協力

下線は国からの緊急事態宣言が出された時の対応

